

令和3年2月8日（月曜日）

市議会議員の不当要求行為に関する調査特別委員会
議会会議室

出席議員

竹中隆一、川島淳良、常盤真功、蔭山敏明、
木村達夫、東影 昭、萩原唯典、妻鹿幸二、
今里朱美、宮本吉秀、谷川真由美、大西陽介、
牧野圭輔

開会

10時00分

協議事項

- ・1月21日開催の本委員会における各委員からの要望事項に対する調査結果について
- ・最終報告の骨子案について
- ・次回委員会の進め方について

協議

10時00分

（委員長）

NHK、関西テレビからテレビ撮影の許可を求める申し出を受けているが、許可してもよいか。

（委員）

異議なし。

（委員長）

本日の委員会の一般傍聴席も、前回同様16席用意できている。一般傍聴の人数について、10人までという人数制限を撤廃し、16人までとしたいと思うが、どうか。

（委員）

異議なし。

（委員長）

1月21日開催の本委員会における各委員からの要望事項に対する調査結果は資料のとおりである。

前回、確認したとおり、本委員会ではこれ以上調査を進めることは差し控えるので、各所管の委員会において、さらなる議論をお願いしたい。

次に、「基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務」に係る松岡議員の証言において、偽証罪に当たる部分があるのではないかという指摘については、確かに虚偽答弁の可能性はあると思う。

しかしながら、本委員会の調査対象である「道路台帳システム計画策定業務委託」は、システム

構築に関するものであり、「基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務」は、道路台帳システムで利用するデータと、財政局が所管する基本地形図データの更新業務を合併契約で行おうとするものであり、システム構築業務とは全く別業務である。

また、証言について松岡議員に再確認しても、「記憶違いであった。」と主張される可能性があり、偽証罪に問うことは困難であると思う。

よって、本件については、所管の委員会等でさらなる事実確認、調査を行ってほしい。

さらに、「基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務」のマスキング部分の確認については、市長に対して資料請求を行ったが、当該業務は、本委員会の調査対象外であるとの理由から、マスキング部分を外した資料提供はできないとの回答であったので、ご理解いただきたい。

（委員長）

続いて、最終報告の骨子案を事務局に説明させる。事務局。

[事務局より説明]

（委員長）

事務局からの説明にもあったとおり、本日の委員会で、松岡議員の言動に対する「議員倫理条例」の遵守規定違反、「職員倫理条例」における不当要求行為及びパワーハラスメント認定について、本委員会としての判断決定を行いたい。また、その他「本委員会の提言」についても協議したい。

まず、「調査経緯」について、意見のある方は発言してほしい。

（委員）

（意見なし）

（委員長）

次に、「調査結果」についてはどうか。

（委員）

証人尋問において、我々も質問を行ったが、どこまで反映してもらえるのか。

(委員長)

今回の資料は骨子案であり、具体的な内容は、次回の委員会で示したいと考えている。骨子案に
なく追記したい事項があれば、意見をもらいたい。

(委員)

証人尋問における骨子案には、委員長の総括質問が列記されているが、その範囲において、我々が証人に対して行った主な質問も加味してもらいたい。

(委員)

次回の委員会では、もう少しまとまった文書が提示されるのか。

(委員長)

その予定である。

(委員)

資料は、事前配付されるのか。

(委員長)

次回委員会の前日には提供できるよう努めたい。

次に、「調査結果」における市の市議会議員による不当要求行為に対する再発防止策についてはどうか。

(委員)

(意見なし)

(委員長)

次に「議員倫理条例」及び「職員倫理条例」との関係等について、すなわち、松岡議員の行動が、「議員倫理条例」の遵守規定違反に該当するか、また、「職員倫理条例」における不当要求行為に該当するかについて、本委員会としての判断決定を行いたい。

竹内弁護士からの意見書は、法的観点から本事実案を検証したものであるが、「本意見書が百条委員会の今後の議論を左右することは本意ではない。」との記載があるため、参考資料として取り扱われたい。

また、松岡議員と各条例との関係を検討するに当たり、事前に正副委員長で協議を行い、各条例の条項に対応する松岡議員の言動について、まとめているので、事務局から説明させたい。事務局。

[事務局より説明]

(委員長)

「議員倫理条例」及び「職員倫理条例」に関して、本委員会の判断決定を行っていないと、草案作成に進めないため、今から採決に入りたいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

意見とりまとめ

10時21分

(1)「議員倫理条例」の遵守規定違反について

- ・同条例の第3条第1項第1号、同項第4号、同項第5号及び同項第6号において、各号で遵守規定違反があったと認定することを全会一致で決定。

(2)「職員倫理条例」における不当要求行為への該当性について

- ・同条例第2条第1項第4号ア、同号オ及び同号カにおいて、各号の細分で規定する不当要求行為に該当すると認定することを全会一致で決定。

協議

10時24分

(委員長)

次に、パワーハラスメントの認定について、議論したい。

竹内弁護士からは、パワーハラスメントの言葉自体に明確な定義がないとの意見であるが、一方で、多くの証人は、パワーハラスメントがあったと認識している。その意も酌んで、検討したいと思うが、意見があれば発言されたい。

(委員)

(意見なし)

意見とりまとめ

10時25分

- ・パワーハラスメントの認定について

明確な定義づけは困難であっても、いわゆるパワーハラスメントがあったことを認定することを全会一致で決定。

協議

10時26分

(委員長)

「本委員会の提言」について、追記したい事項があれば、意見をもらいたい。

(委員)

骨子案の議会と市当局による共同協議会の立ち上げ提案であるが、具体的にはどのような提案を行うのか。

(委員長)

議会運営委員会が中心となり、当局と合同で話し合いの場を設けて、忌憚のない意見交換を行い、よいものを仕上げる必要があるのではないかと考えている。

(委員)

議会とは、議会運営委員会が対象ということか。

(委員長)

まず、議会運営委員会で議論してもらいたいということである。議会運営委員会が担当するのか、各会派の代表者となるのか、それは議会運営委員会で議論してもらえればよいと考えている。

(委員)

「不当要求行為のおそれ」だけでなく、「不当要求行為」の場合でも、議長に報告されると理解してよいのか。

(委員長)

もちろん、そのとおりである。

(委員)

新たに判明した疑義事案は、最終報告に盛り込むのか。

(委員長)

骨子案にも記載しているとおり、今後の調査は、所管の各常任委員会や本会議で行い、審査の過程で、必要があると判断すれば、当該常任委員会に百条調査権を委任する、もしくは新たに百条調査特別委員会の設置を検討してもらおう。

(委員)

議員倫理条例に、議員は、政治倫理基準に反する疑いがあると疑惑を持たれたときは、自ら疑惑を解明するとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならないとうたわれている。先ほど、松岡議員の行動について、本委員会において

も、議員倫理条例違反を認定したが、本人に疑惑を晴らすための場を設けることはしないのか。

(委員長)

本人は説明責任を果たすどころか、手続について市を相手取って訴訟を起こしている。議会運営委員会での議論になると思うが、議員辞職勧告決議の議論の中で、姿勢を示せばよいと考えている。

(委員)

疑念が払拭できていない部分もあるし、弁明の場を設けることは本人にとっても都合がよいと思うので、今後の議会の中でも検討してもらいたい。

(委員長)

議会運営委員会の中で、しんしゃくされるのではないかと期待する。

次回の委員会の進め方については、2月16日に委員会を開催し、最終報告の草案について協議したい。なお、草案については、各委員の意見を参考に作成するが、配付時期は、次回委員会の開催日前日となると思うので、ご了承いただきたい。

閉会

10時35分